

「困難女性支援法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく都道府県基本計画の策定に係る北海道子どもの未来づくり審議会の部会設置について

1 概要

道では、令和5年度中に、次の法律に基づく都道府県基本計画を策定する予定。

- ① 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）
 - ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）
- 上記①及び②の法律に基づく計画の策定に係る審議を行うため、「北海道子どもの未来づくり審議会」に部会を設置するもの。

2 部会設置の根拠

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

<p>(組織)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>特別委員を置くことができる。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第28条 審議会は、必要に応じ、<u>部会を置くことができる。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。</p>

3 設置する部会（案）

(1) 名称

困難女性支援部会

(2) 部会委員の構成

部会の委員は、5名（審議会委員3名、特別委員2名）で構成するものとする。

(3) 部会委員の構成（案）

区分	備考
学識経験者	審議会委員
法律関係者	審議会委員
自治体関係者	特別委員
ひとり親支援関係者	審議会委員
配偶者暴力被害者支援関係者	特別委員